判決年月日	平成25年4月10日	担当部	知的財産高等裁判所　第3部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）第10328号		
○発明の名称を「臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋」とする発明の拒絶査定に対する不服審判請求不成立審決について，前訴判決の拘束力に違反するものではないが，容易想到性判断に誤りがあるとして，審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法２９条２項，行政事件訴訟法３３条１項

本件は，原告が，発明の名称を「臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋」とする発明について，拒絶査定に対する不服審判請求不成立審決（第１審決）を取り消すとの判決（前訴判決）がされた後，再び，不服審判請求は成り立たないとの審決（本件審決）を受けたことから，本件審決の取消しを求めた事案である。

本判決は，以下のとおり，本件審決は前訴判決の拘束力に違反するものではないが，容易想到性判断に誤りがあるとして，本件審決を取り消した。

まず，本判決は，前訴判決の拘束力について，以下のとおり判断した。すなわち，前訴判決は，第１審決が本件審決の引用例４を主引用例とし，相違点１（吸収材に隣接して液体透過性ライナーを配置すること）及び相違点２（吸収材にゼオライト等の臭気中和組成物を保持させるのに，その組成物を吸収材上に被着させて行うこと）に係る構成は，いずれも周知例に記載された事項に基づいて容易に想到し得たことであると判断したのに対し，主引用例に記載された発明において，①相違点１に係る構成を採用する動機付けがなく，同構成に至ることが容易であるとの結論に至る合理的な理由が示されていない，②相違点２に係る構成を採用することは，特段の事情のない限り回避されるべき手段であり，同構成に至ることが容易であったとはいえないとして，第１審決を取り消したものである。これに対し，本件審決は，第１審決において，相違点１に係る周知例２として示された文献を主引用例とし，臭気中和組成物の有無を相違点として，主として引用例２（第１審決の周知例６）に記載された事項から，上記相違点に係る構成に想到することは容易であったとの判断をしたものである。そうすると，本件審決は，主引用例を入れ替えたことにより，前訴判決とは判断の対象を異にするものと認められるから，前訴判決の拘束力（行政事件訴訟法３３条１項）に違反するとはいえない。

次に，本判決は，本件審決の容易想到性判断について，以下のとおり判断した。すなわち，本願発明は，飲食物廃棄物の処分のための容器であって，液体不透過性壁と，液体不透過性壁の内表面に隣接して配置された吸収材と，吸収材に隣接して配置された液体透過性ライナーとを備え，吸収材上に被着された効果的な量の臭気中和組成物を持つものであり，上記構成により，一般家庭において，ゴミ収集機関により収集されるまで，飲食物廃棄物からの液体の流出を防止し，腐敗に伴う不快な臭気を中和する，経済的なプラスチッ

ク袋を提供することができるものである。これに対し，引用発明は，厨芥など水分の多いごみを真空輸送する場合などに適用されるごみ袋に関するものであるところ，これらのごみをごみ袋に詰めて真空輸送すると，輸送途中で破袋により，ごみが管壁に付着したり，水分が飛散して他の乾燥したごみを濡らして重くするなどのトラブルの原因となっていたという課題を解決するために，水分を透過する内面材と，水分を透過させない表面材と，上記内面材と上記表面材とに挟まれ水分を吸収して凝固させる水分吸収体との多重構造のシート材でごみ袋を構成することにより，厨芥などのごみの水分を吸収して凝固させ袋内に閉じ込めるようにしたものである。ところで，真空輸送とは，住宅等に設置されたごみ投入口とごみ収集所等とを輸送管で結び，ごみ投入口に投入されたごみを収集所側から吸引することにより，ごみを空気の流れに乗せて輸送，収集するシステムであって，通常，ごみ投入口は随時利用でき，ごみを家庭等に貯めておく必要がないものと解される。そうすると，引用発明に係るごみ袋は，真空輸送での使用における課題と解決手段が考慮されているものであって，住宅等で厨芥等を収容した後，ごみ収集時まで長期間にわたって放置されることにより，腐敗し，悪臭が生じるような状態で使用することは，想定されていないというべきである。以上のとおり，引用発明には，腐敗に伴う不快な臭気を中和するという課題がなく，引用発明に臭気中和組成物を組み合わせる動機付けもないので，本願発明と引用発明との相違点について，引用発明において，効果的な量の臭気中和組成物を吸収材上に被着して相違点に係る本願発明の発明特定事項のようにすることは，引用例２記載の事項に基づいて当業者が容易に想到し得たことであるとした本件審決の判断には誤りがある。